



平生町お知らせ版

令和7年(2025年)12月19日

目次

P1-P2	パブリック・コメント(意見募集)を実施します 第五次平生町総合計画後期実行計画(案)	地域振興課 まちづくり班
P2	パブリック・コメント(意見募集)を実施します 平生町教育大綱(案)・平生町教育振興基本計画(案)	教育委員会 学校教育課
P3	パブリック・コメント(意見募集)を実施します 第4次平生町地域福祉計画(案)	町民福祉課 地域福祉班
P4	平生町消防出初式を行います	総務課 地域安全班
P5	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助事業	環境政策室
P6	周東総合病院の診療時間外受診について	健康保険課 保健班

パブリック・コメント(意見募集)を実施します

地域振興課 まちづくり班

町では、まちづくりの長期的な展望を町民一人ひとりと共有し、次世代につながる平生町を築いていくため、本町の目指すべき将来像と、その実現に向けた指針として、「第五次平生町総合計画」を令和3年(2021年)に策定し令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間として、さまざまな施策と具体的な取組みを行っています。

総合計画の中間期にあたり「前期実行計画」が今年度末で計画期間の終了を迎えることから、令和8年度から令和12年度の計画期間を5年間とする「後期実行計画」の策定に取り組んでいるところです。

このたび、住民の皆様からのご意見等を募集します。

◆意見等を募集する案件名

第五次平生町総合計画後期実行計画(案)

◆応募者の要件(いずれかの要件を満たす人)

- (1) 平生町に在住している。
- (2) 平生町内に通勤または通学している。
- (3) 平生町内に事務所または事業所を持っている。
- (4) 平生町に納税している。
- (5) (1)から(4)のほか、当該案件に利害関係がある。

◆意見等募集期間

令和7年12月22日(月)から令和8年1月23日(金)まで(必着)

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール(1号棟1階)、各地域交流センター(平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔各分館を含む〕)、平生図書館、町ホームページ

[次ページへ続く](#)

回
覧

◆意見等提出方法

町ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へ提出してください。

※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

平生町役場地域振興課 まちづくり班 あて

〒742-1195 平生町大字平生町 210 番地の 1

FAX：0820-56-7123 E-mail：machi@town.hirao.lg.jp

※いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先 町役場地域振興課 まちづくり班（TEL：56-7120）

パブリック・コメント（意見募集）を実施します

教育委員会 学校教育課

町および町教育委員会では、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする本町の教育の理念や目標、施策の基本的な方針を明記した次期「平生町教育大綱」および教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針や講ずべき施策、その他必要な事項について明記した次期「平生町教育振興基本計画」の策定に取り組んでいます。このたび、住民の皆様からのご意見等を募集します。

◆意見等を募集する案件名

平生町教育大綱（案）・平生町教育振興基本計画（案）

◆応募者の要件（いずれかに該当する人）

(1) 平生町に在住する人または事業所等を有する法人・団体

(2) 平生町内に通勤または通学している人

(3) 平生町に納税している個人・法人・団体

(4) (1)から(3)のほか、当該案件に利害関係がある人または法人・団体

◆意見等募集期間

令和8年1月7日（水）から令和8年2月6日（金）まで（必着）

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール（1号棟1階）、各地域交流センター（平生まち・むら、竖ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔各分館を含む〕）、平生図書館、町ホームページ

◆意見等提出方法

町ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へ提出してください。

※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

「平生町教育大綱（案）への意見提出」 「平生町教育振興基本計画（案）への意見提出」

平生町教育委員会 学校教育課 教育総務班 あて

〒742-1195 平生町大字平生町 210 番地の 1

FAX：0820-56-6083 E-mail：kyouiku6@town.hirao.lg.jp

※いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先 町教育委員会 学校教育課（TEL：56-6083）

パブリック・コメント（意見募集）を実施します

町民福祉課 地域福祉班

町では、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第4次平生町地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。本計画は、社会福祉法に基づき、地域における福祉活動を推進するための指針を定めるものです。

また、本計画の中には「平生町成年後見制度利用促進基本計画」、「平生町再犯防止推進計画」、「地域福祉活動計画」を内包し、一体的な計画として位置づけることとしています。

このたび、住民の皆様からのご意見等を募集します。

◆意見等を募集する案件名

第4次平生町地域福祉計画（案）

（平生町成年後見制度利用促進基本計画、平生町再犯防止推進計画、地域福祉活動計画を含む）

◆応募者の要件（いずれかに該当する人）

- (1) 平生町に在住している人
- (2) 平生町内に通勤または通学している人
- (3) 平生町内に事業所等を有する法人・団体
- (4) 平生町に納税している人または法人・団体
- (5) (1)から(4)のほか、当該案件に利害関係がある人または法人・団体

◆意見等募集期間

令和8年1月7日（水）から令和8年2月6日（金）まで（必着）

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール（1号棟1階）、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔各分館含む〕）、平生図書館、町ホームページ

◆意見等提出方法

町ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へご提出ください。

※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

平生町役場 町民福祉課 地域福祉班 あて

〒742-1195 平生町大字平生町210番地の1

FAX：0820-56-7116 E-mail：fukushi@town.hirao.lg.jp

※いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先

町役場町民福祉課 地域福祉班（TEL：56-7113）

平生町消防出初式を行います

総務課 地域安全班

平生町消防出初式が次のとおり行われます。消防団員ならびに消防車による観閲行進、式典、一斉放水の催しがあり、幼年消防クラブ、女性防火クラブ、柳井広域消防組合のはしご車等の参加が予定されていますので、ご声援をお願いします。

◆開催月日

令和8年1月4日（日）

◆出初式スケジュール

行事内容	時間	場所
観閲行進	午前9時30分～	町道桜町線（体育館裏側周辺）
式典	午前10時～	平生町体育館
一斉放水	式典終了後	大内川排水機場付近

※雨天の場合は観閲行進、一斉放水は中止とし、式典のみ行います。

※出初式開催に伴い、当日午前7時にサイレンを鳴らします。

また、観閲行進に伴い次の区間を通行止めしますので、ご協力をお願いします。

◆通行止めについて

- ・日時 令和8年1月4日（日）午前9時～10時
- ・場所 町道桜町線（下図参照）
- ・内容 車両通行止め
- ・表示等 バリケードおよび係員で実施



◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

～不幸な猫を増やさない取組みへの支援を行います～
飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助事業

環境政策室

町では、飼い主がいない猫の増加を抑制することで、ふん尿や鳴き声などの地域課題の解決および不幸な猫を生み出さないことを目的として、不妊去勢手術費の一部を補助します。

◆申請期限

令和8年2月20日（金）

※申請額が予算の上限に達した時点で、受付を終了します。

◆対象猫等

町内に生息する飼い主のいない生後6カ月以上の外見上健康な猫

※保護する方の責任で、対象の猫に飼い主がいないことの確認を
してください。

※飼い主がいる猫や営利目的の場合は対象外となります。



◆申請者

町内に住所を有する個人で、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を行い、屋内で生涯飼養できない場合は、手術済みであることを識別できる耳先V字カットを施し、その費用を負担した方。

◆補助金額等

1頭につき3,000円または当該手術に要した費用のいずれか少ない額

※1世帯につき2頭までです。

◆申請について【事前の申請が必要です】

補助金の詳細については、町ホームページでご確認いただくか、環境政策室までお問い合わせください。

◆問合せ先

町役場環境政策室（TEL：56-7126）

詳細はこちら▶

（平生町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金）



周東総合病院の診療時間外受診について

健康保険課 保健班

周東総合病院では、12月から診療時間外に受診される場合に時間外選定療養費の負担をお願いしています。

これは、診療時間外に緊急性の認められない受診を少なくすることで、二次救急医療機関における重篤な患者の診療を円滑に行うため、厚生労働省が定めた制度に基づくものです。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

時間外選定療養費 ※保険診療とは別に必要です。	7,700円（税込）
開始日	令和7年12月1日（月）17:00～
対象となる時間帯	月曜日～金曜日（祝日を除く）…17:00～翌日の8:30 土曜日・日曜日・祝日などの病院休診日…終日

※次の場合は、時間外選定療養費の負担はありません。

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちの場合
- ・受診後に入院となった場合
- ・交通事故で受診する場合
- ・労災保険適用の場合
- ・乳幼児医療制度、ひとり親家庭医療制度を除く公費負担医療制度を受給されている場合
- ・あらかじめ周東総合病院の医師から時間外の診察、注射・処置等の指示があった場合
- ・周東総合病院で治療継続中の疾患について症状が悪化したことにより受診する場合
- ・その他、重篤な症状により、緊急的な処置や手術が必要な場合

◆問合せ先

周東総合病院 医事課（TEL：22-3456）

次回発行日は令和8年1月23日（金）です